

越谷校舎における学生の自転車の取扱いに関する規程

（目的）

第1条 越谷校舎において、学内における自転車の取扱いを規定することにより、平常時や緊急時の通路を確保すると同時に、全ての学内を危険なく歩行できる環境を整え、学生教職員の安全を守ることを目的とする。

（駐輪場）

第2条 学内に駐輪場を設置する。

2 越谷校舎学生委員会・学生課が認めた場合を除き、全ての自転車は所定の駐輪場に駐輪しなければならない。

3 自転車所有者は駐輪場の奥から自転車を並べ、全ての自転車所有者が公平に使用できるよう協力する。

（制約）

第3条 越谷校舎学生委員会・学生課が認めた場合を除き、学内における自転車の走行を禁ずる。

2 学内において、所定の駐輪場以外の駐輪は認めない。

3 自転車登録証のない自転車や有効期限を超えた自転車登録証を貼付している自転車は、学内への乗り入れと駐輪場の使用を一切認めない。

（登録）

第4条 学内の駐輪場を使用する全ての自転車および自転車所有者は、学生課にて登録を受けなければならない。

2 自転車所有者は、登録時に身分を明らかにするとともに、本規程について厳守しなければならない。

（登録の手順）

第5条 登録の手順は次の通りとする。

（1）年度始めに学生課にて登録の申請をする。

（2）学生証を提示する。

（3）所定の台帳に記入するとともに、自転車登録証の発行を受ける。

（4）自転車登録証を本人所有の自転車車体部の目立つ部分に貼付する。

2 自転車登録証を破損、紛失した場合および自転車を新たに購入した場合等、その理由によっては、年度始めに限らず、臨時再発行・追加登録を願い出る事ができる。（再登録、追加登録）

（指導）

第6条 自転車所有者が本規程に反した場合は、その違反の程度に応じ、次の通り指導を行うことができる。

（1）違反自転車に対し、即時移動を求める警告書の貼付。

（2）自転車登録証番号、自転車登録台帳より登録者（所有者）を確認、本人呼出しによる直接指導。

2 学生課員は適宜見廻りと指導を行う。

（自転車の撤去、廃棄処分）

第7条 避難、非常通路を含む全ての通路や、号館その他の建物の出入口等を塞ぎ、著しく通行を妨げ

る自転車および所定の駐輪場以外に駐輪している自転車については、予告なく随時撤去を行い、学生課の責任のもと一定期間保管するものとする。

2 自転車登録証のない自転車や有効期限を超えた自転車登録証を貼付している自転車についても撤去の対象とする。なお、一定の警告期間をおき、その期限までに所有者の申し出が無き場合には、自転車の所有権を放棄したものと見なし、廃棄処分することができる。

3 学内に長期間にわたり放置されている事が明らかな自転車については、期間の確認を行った上、自転車の所有権を放棄したものと見なし、2項同様の処分にすることができる。

4 撤去、廃棄処分した自転車について、学園は一切の責任を負わない。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、越谷校舎学生委員会の議による。

附 則

この規程は、平成9年1月21日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から改正施行する。